

不要財産の納付の認可について

1 経 緯

青森公立大学の教員宿舎のうち、現在入居者がなく、今後も利用が見込まれない「学長舎」及び「共同住宅 3 号棟」について、不要財産として青森公立大学から市への納付の認可申請があったため、あらかじめ青森市地方独立行政法人評価委員会の意見を聴取するもの。

2 教員宿舎の概要 (R8. 6. 1 現在)

物件名	所在地及び構造	入居者数 / 部屋数
教員宿舎 学長舎	青森市緑二丁目 17 番地 4 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	0/1
教員宿舎 共同住宅 1 号棟	青森市緑一丁目 8 番地 9 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	15/16
教員宿舎 共同住宅 2 号棟	青森市緑二丁目 17 番地 4 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	6/8
教員宿舎 共同住宅 3 号棟	青森市桂木三丁目 25 番地 32 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	0/4
教員宿舎 共同住宅 4 号棟	青森市緑一丁目 13 番地 6 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	4/6

3 不要財産の内容

物件名	区分	面積/延床 面積 (㎡)	取得の日における 帳簿価額	申請の日における 帳簿価額
教員宿舎 学長舎	建物	194. 40	9, 500, 000 円	1 円
	土地	454. 58	40, 887, 703 円	40, 887, 703 円
教員宿舎 共同住宅 3 号棟	建物	587. 52	56, 700, 000 円	25, 813, 427 円
	土地	670. 96	47, 000, 000 円	47, 000, 000 円

4 スケジュール (案)

- 令和 8 年 7 月 青森市地方独立行政法人評価委員会にて意見聴取
 9 月 令和 8 年第 3 回青森市議会定例会に議案提出
 ・不要財産納付認可
 ・定款変更
 10 月 法人から市へ不要財産納付
 県へ定款変更申請
 測量等実施

【地方独立行政法人法(抜粋)】

第四十二条の二 (出資等に係る不要財産の納付等)

地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。